

# 氷見市各種スポーツ競技大会選手派遣等激励金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民スポーツの振興と競技力の向上を図るため、各種スポーツ競技大会に出場する選手又は監督に対する「氷見市各種スポーツ競技大会選手派遣等激励金」（以下「激励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際大会 予選大会等を経て、代表を決定するオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会
- (2) 全国大会 予選大会等を経て、代表を決定する全国的な規模のスポーツの競技会又はこれに準ずると認められるスポーツの競技会
- (3) スポーツ競技大会 国際大会又は全国大会
- (4) 選手又は監督 スポーツ競技大会の大会参加申込書等に選手又は監督として登録されている者

## (交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する選手又は監督とする。

ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 公的機関又は公的な団体等が主催するスポーツ競技大会に選手又は監督として出場すること。

## (激励金の額)

第4条 激励金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、特別の事情があると認められるものについては、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 国際大会に出場する選手又は監督 1人当たり 30,000 円  
ただし、国内で開催の場合は、1人当たり 10,000 円
- (2) オリンピック大会に出場する選手又は監督 1人当たり 50,000 円
- (3) 全国大会に出場する選手又は監督 1人当たり 10,000 円

2 一つのスポーツ競技大会において、選手及び監督としての登録が重複している場合、前項に規定する激励金は重複して支給しない。

## (交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、氷見市各種スポーツ競技大会選手派遣等激励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) スポーツ競技大会の開催要項
- (2) スポーツ競技大会の大会参加申込書の写し

- (3) スポーツ競技大会に係る予選大会等の結果が確認できる書類
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 スポーツ競技大会に団体で出場する場合は、当該団体の選手又は監督の中から代表者を定めて、出場者名簿を添付するなどにより、まとめて申請することができる。
- 4 第1項の申請書の提出期限は、当該申請に係るスポーツ競技大会の開催日の前日までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、支給の可否を決定し、当該申請者に当該可否を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、スポーツ競技大会の閉会式の日から1月を経過する日までに氷見市各種スポーツ競技大会選手派遣等激励金交付実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) スポーツ競技大会の結果書類の写し（個人成績がわかる部分を含む。）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(激励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により激励金の交付を受けた者があるときは、その者から当該激励金を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この要綱による改正後の氷見市各種スポーツ競技大会選手派遣等激励金交付要綱第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日以後に開催された大会について適用し、同日前にされた大会については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月3日から施行する。